令和4年度

第2回「新入会員研修」開講のご案内

受講対象会員各位

令和4年度第2回『新入会員研修』開講についてご案内します。

この研修は、本会会則第22条第2項(本会会員となった者は、入会後3年以内に本会の実施する新入会員研修を受けなければならない。)に基づき実施するもので、行政書士業務を行うに当たり必要な職業倫理、法定業務、事務所経営等に関する基礎的な知識の修得を目的に行うものです。

記

1 主 催 北海道行政書士会

2 受講対象者

- ・平成31年4月1日以降入会の会員 (平成31年4月1日以降に入会(行政書士登録) した会員で、新 入会員研修未受講者が対象となります。)
- ・平成31年3月31日以前入会の会員のうち新入会員研修未受講者

※研修実施細則第16条の2の規定により新入会員の内、行政書士法 第2条第二号から第五号までに規定する会員は職業倫理(⑨コンプラ イアンス研修)のみの受講にて、新入会員研修を修了したものとみな します。

※なお、3年以内に新入会員研修を受講したことのある会員の再度の 受講も可能です。ただし、未受講者を優先とし会場座席に空きがある 場合にのみ限らせていただきますのでご了承ください。

- 3 資料代 1,000円(研修初日の受付時に受領いたします。)
- 4 開講場所

第1日目:令和5年2月1日(水) 北海道立道民活動センター かでる2・7

5階 520会議室

(札幌市中央区北2条西7丁目)

第2日目: 令和5年2月2日(木) 同上 第3日目: 令和5年2月3日(金) 同上

5 申込期限

令和5年1月16日(月)までに、「各種研修会 受講申込書」により、メール又は FAX にてお申込みください。※期限厳守(期限後の申込は不可)

開催日	時間	科目	講師
2月1日 (水)	09:25~09:30	開講挨拶	
	09:30~11:00	①風営許可 (2単位)	北海道行政書士会会員
	11:10~12:40	②国際業務 (2単位)	11
	12:40~13:40	(昼 /	休 憩)
	13:40~15:10	③車庫証明·自動車登録	北海道行政書士会会員
		(2単位)	
	$15:20\sim16:50$	© 11.10 T 11.11	IJ.
		(2単位)	
2月2日 (木)	$09:30\sim10:30$		北海道行政書士会会員
		(2単位)	
	$10:40\sim12:10$	⑥自動車運送事業許可	北海道行政書士会会員
		(2単位)	
	12:10~13:10	(昼 /	休 憩)
		 ⑦不当要求への対応方法	北海道警察本部刑事部組織
		(1.5単位)	犯罪対策局捜査第四課
	13:10~15:10		講師ご担当様
		⑧サイバー空間の脅威の	北海道警察サイバーセキュ
		実態 (1.5単位)	リティ対策本部 講師ご担当 様
	15:20~16:50	L ⑨コンプライアンス研修	
	13.20 10.30	[職業倫理、業際問題、	北海道行政書士会
		職務上請求書等〕	副会長 菊地 淳史
		(2単位)	
	17:00~		
		懇親会(講師&北海道行政書士会役員を交えて)	
2月3日 (金)	09:30~11:00	⑩新分野着目研修	北海道行政書士会会員
		無人航空機(ドローン)	
		関連業務	
		(2単位)	
	11:10~12:40	⑪法人設立 (2単位)	II .
	12:40~13:40	(昼	休 憩)
	13:40~15:10	⑫農業関連業務(2単位)	北海道行政書士会会員
	15:20~16:50	⑬建設業業務 (2単位)	<i>"</i>
	16:50~	閉 講 挨 拶	

8 注意事項

(1) 修了証書の授与対象について

3日間のカリキュラムについては、⑦不当要求への対応方法、⑧サイバー空間の脅威の実態、⑨コンプライアンス研修が必修科目となります。加えてこれら必修科目以外に、その他の科目を「15単位以上」を受講しなければなりません。(但し、行政書士法第2条第二号から第五号までに規定する会員は⑨のみの受講で修了したものとみなすことができます。)

修了証書は、履修の条件を満たした会員に個別に郵送いたします。 なお、1科目15分以上の、遅刻、離席及び早退は欠席とみなします。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について 感染防止対策といたしまして、以下の点をお願いいたします。
- 1. マスクの着用
- 2. 受付前の検温の実施(非接触型体温計にて検温の上での入場となります)
- 3. 入退室時のアルコール消毒の積極的な実施

なお、<u>検温時に37.5℃以上の熱がある方、咳がある方は研修会へのご参加は</u> ご遠慮願います。ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

~ご 注 意~

- ※ カメラ等による撮影、IC レコーダー等による録音は禁止します。
- ※ 受講資格は、北海道行政書士会の会員のみで、補助者は受講できません。